

高萩・北茨城広域事務組合職員等の旅費に関する条例

令和元年10月9日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、高萩・北茨城広域事務組合が公務のために旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給等)

第2条 旅費の支給については、北茨城市職員等の旅費に関する条例（昭和32年北茨城市条例第26号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。